

第二種特定鳥獣管理計画
ーニホンザルー
第5期

(令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)

京都府

目次

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象地域	1
4	計画策定の目的と背景	1
	(1) 目的	1
	(2) 背景	1
5	ニホンザルをとりまく現状	2
	(1) 生息状況	2
	(2) 生息環境	5
	(3) 捕獲状況	5
	ア 被害防止捕獲	5
	イ 個体数調整	5
	(4) 被害状況	6
	(5) 被害防除対策実施状況	10
6	これまでの取組みと評価	10
	(1) これまでの取組み	10
	(2) 評価	10
7	管理の目標	11
	(1) 管理の中・長期目標	11
	(2) 管理の短期目標	11
8	管理の目標を達成するための基本的な考え方	11
	(1) 管理ユニットの設定	11
	(2) 加害レベルの設定	13
9	管理の目標を達成するための方策	14
	(1) 個体群の管理	14
	(2) 被害防除対策	14
	(3) 生息環境管理	14
	(4) 近隣府県との連携	14
	(5) 行政内及び住民の人材育成	14
10	その他管理のために必要な事項	15
	(1) モニタリング	15
	ア 被害状況調査	15
	イ 生息状況調査	15
	(2) 家庭菜園及び生活環境被害の把握	15
	(3) 計画の実施体制	15
	(4) 鳥獣被害防止特措法との連動	15

(5) ハナレザルへの対応.....	15
(6) 外来種の取り扱い.....	16
1 1 用語解説.....	16

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

2 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3 計画の対象地域

京都府全域

ただし、国指定の冠島・沓島鳥獣保護区（舞鶴市）は除く

4 計画策定の目的と背景

(1) 目的

ニホンザルの地域個体群を長期に渡り安定的に管理し、地域住民や農林業者その他の府民、行政、研究者など多様な主体の連携のもと、人との共存を目標に、人身被害の回避、農作物等被害及び生活環境被害の軽減を図ることを目的とする。

(2) 背景

ニホンザルは我が国の固有の種であり、世界最北に生息するサルとして国際的にも貴重な種である。1900年代中頃までは捕獲圧が高く個体数が激減したため、昭和22年に狩猟が禁止され、保護の対象となった。その後、分布域の拡大や人の生活域への出没が増加し、ニホンザルと人との軋轢が社会問題化している。

府内のニホンザル個体群は、中部地方から紀伊半島に続く連続的な地域個体群の西端に位置し、兵庫県以西に分断された地域個体群をつなぐ要として、近畿地方の個体群を保全するうえで重要な役割を果たしている（図1）。2004年に実施された第6回自然環境保全基礎調査結果から、隣接する福井県及び滋賀県内の群れ分布によって京都府内のいくつかの群れの分布が連続すると推測される。

府では、平成19年に特定鳥獣保護管理計画（第1期）を策定して以降、平成24年に第2期計画、平成27年に第二種特定鳥獣管理計画（第3期）、平成29年に第二種特定鳥獣管理計画（第4期）を策定した。

今回、前計画に基づく対策の効果を検証するとともに、その後のモニタリング調査結果を基礎資料として、第二種特定鳥獣管理計画（第5期）を策定する。

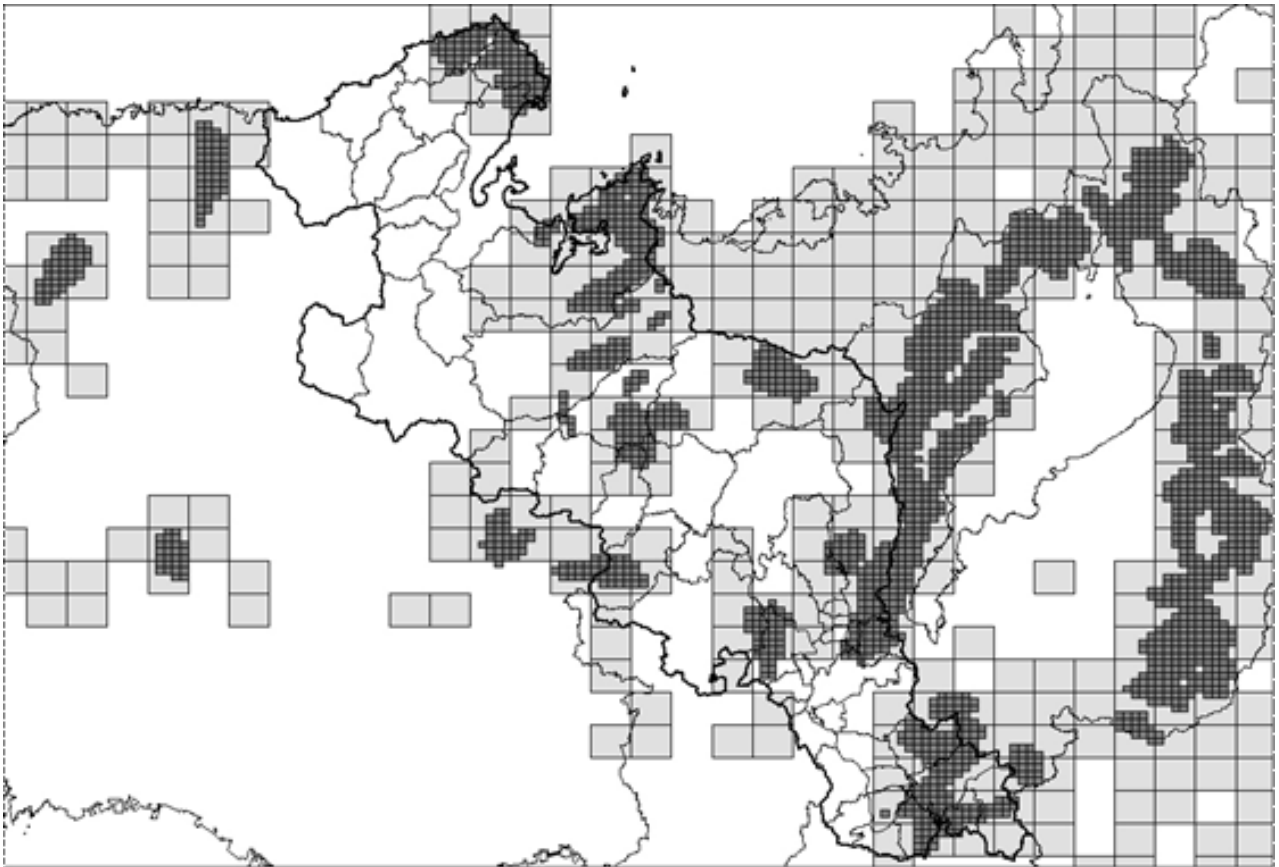


図1 京都府及び周辺地域のニホンザルの分布（第1期計画当時）

5 ニホンザルをとりまく現状

(1) 生息状況

現在、府内には45群程度が生息しており（図2、表1）、生息数は1,483～1,788頭程度と推定されている。前計画と比較すると、群れ数は5群増加した一方、生息数は減少、分布域に変化は見られなかった。新たな群れの確認や、繁殖・捕獲の状況により、群れの数や生息数は変化するため、モニタリング等により正確な生息状況の把握に努めているところである。全体的に群れの把握が進み、存在や詳細が不明な群れ（以下、不明群）は減ってきている。

これまでの遺伝学的調査により、府内に生息するほとんどの群れのミトコンドリアDNAのハプロタイプが明らかになっている（図3）。ニホンザルのメスは、その生態的な特徴から出自の群れから移出しないため、群れ固有の遺伝子タイプは母系のミトコンドリアによって受け継がれ判別することができる。府内のミトコンドリアDNAハプロタイプは、宇治田原町付近を境界として、京都北・中部クラスターおよび京都南部クラスターの大きく2系統に分類できることが明らかとなった。また、このうち京都北・中部クラスターは、さらに4つのグループに細分化できる。

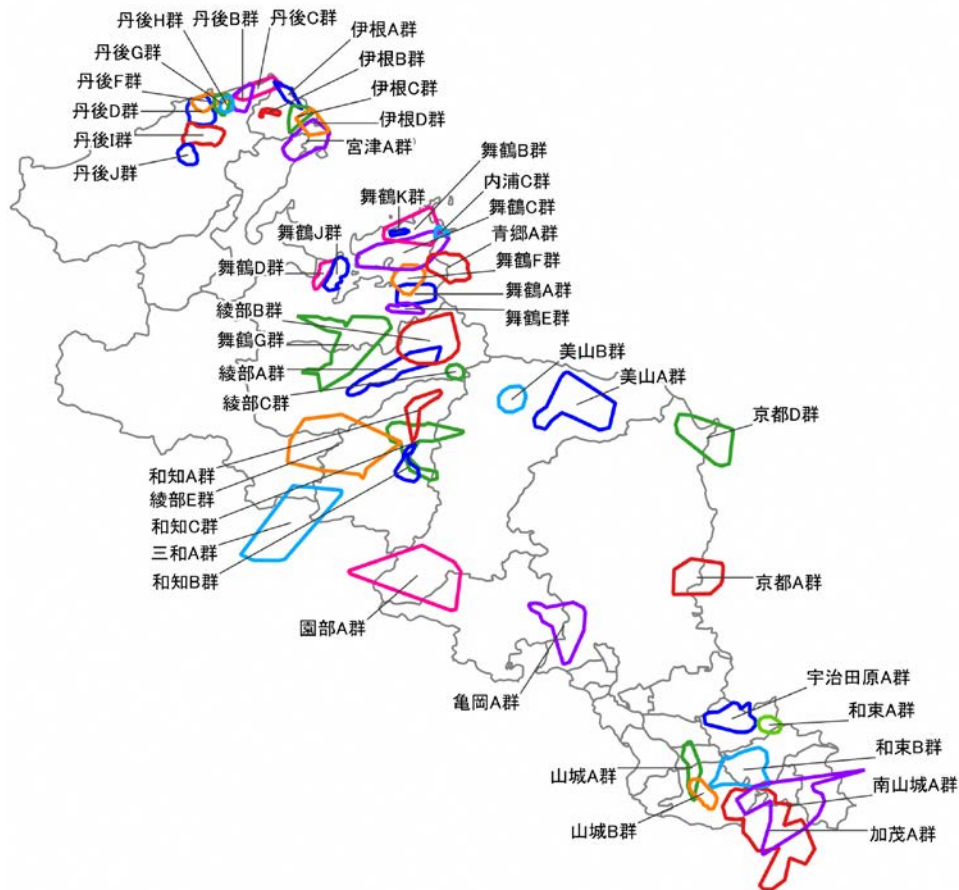


図2 京都府内のニホンザルの分布（令和2年度）

表1 管理ユニット毎の概要

管理ユニット	群れ数	推定頭数	群れの名称
丹後	13	416～501 頭程度	丹後B群、丹後C群、丹後D群、丹後F群、丹後G群、丹後H群、丹後I群、丹後J群、伊根A群、伊根B群、伊根C群、伊根D群、宮津A群
丹波北	14	425～525 頭程度	舞鶴A群、舞鶴B群、舞鶴C群、舞鶴D群、舞鶴E群、舞鶴F群、舞鶴G群、舞鶴J群、舞鶴K群、内浦C群、青郷A群、綾部A群、綾部B群、綾部C群
丹波南	8	242～272 頭程度	綾部C群、美山A群、美山B群、和知A群、和知B群、和知C群、園部A群、三和A群
京都東	2	58～58 頭程度	京都A群、京都D群
京都西	1	30～40 頭程度	亀岡A群
山城	7	312～392 頭程度	宇治田原A群、和束A群、和束B群、加茂A群、南山城A群、山城A群、山城B群
合計	45	1483～1788 頭程度	

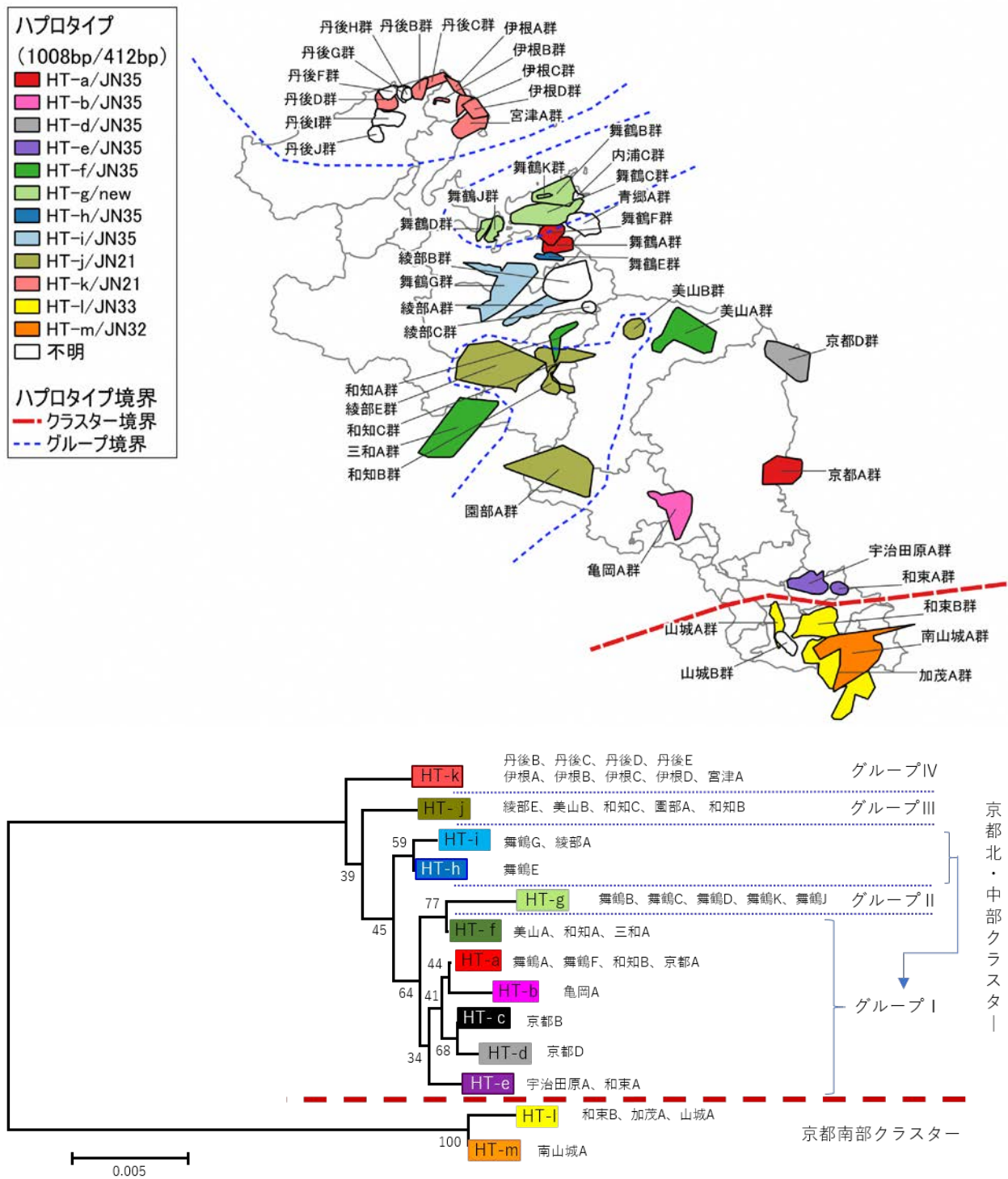


図3 サル群れのミトコンドリアハプロタイプの分布

(2) 生息環境

京都府の面積は4,613 km²であり、うち森林面積は3,428 km²で京都府の74%を占める。この森林の大半が民有林であり、樹種別の面積割合は針葉樹56.9%、広葉樹40.0%、その他（竹林、伐採跡地等）3.1%となっている。ニホンザルの生息環境としては、広葉樹の自然林が重要なため、広葉樹林の保全や復元が重要な課題である。

(3) 捕獲状況

平成19年～令和2年度の総捕獲頭数は4,815頭であり、捕獲の内訳は被害防止捕獲が3,877頭、平成23年から実施している個体数調整が938頭となっており（図4）、全体的に増加傾向にある。一方で、個体数調整が計画どおり進まない事例が見られることから、計画の妥当性を含めた捕獲後の効果検証を行い、個体数調整の適切な実施を推進する必要がある。

【補足】第12次鳥獣保護管理事業計画における表記変更に伴い、これまで「有害捕獲」と表記していたものを「被害防止捕獲」として統一

ア 被害防止捕獲

被害防止捕獲とは、鳥獣による農作物等被害または生活環境被害の防止の目的で、市町村長の権限により行われる鳥獣の捕獲である。被害防止捕獲では、群れ頭数の10%を年間の捕獲頭数の上限とし、一つの群れについてはメス成獣を10頭以上残すこととしてきた。例外として、群れに対して移出入を行う可能性のあるオスの個体については、被害防止捕獲の許可頭数として定めた捕獲上限数に含めない。

平成29～令和2年度の捕獲頭数は、丹後管理ユニット235頭、丹波管理ユニット413頭、京都東管理ユニット175頭、京都西管理ユニット47頭、山城管理ユニット335頭と、合計1,205頭であった。

イ 個体数調整

各種被害防除対策を実施してもなお恒常的に被害が発生する場合や、個体数の増加率が高く分布の拡大とそれに伴う被害地の拡大が不可避である場合、あるいは個体数が多い群れで各種被害防除対策の効果が得られにくい場合については、市町村は府の許可のもと、地域個体群の安定維持を損なわないことを前提として個体数調整を実施してきた。

平成29～令和2年度の捕獲頭数は、丹後管理ユニット261頭、丹波管理ユニット76頭と、合計337頭であった。

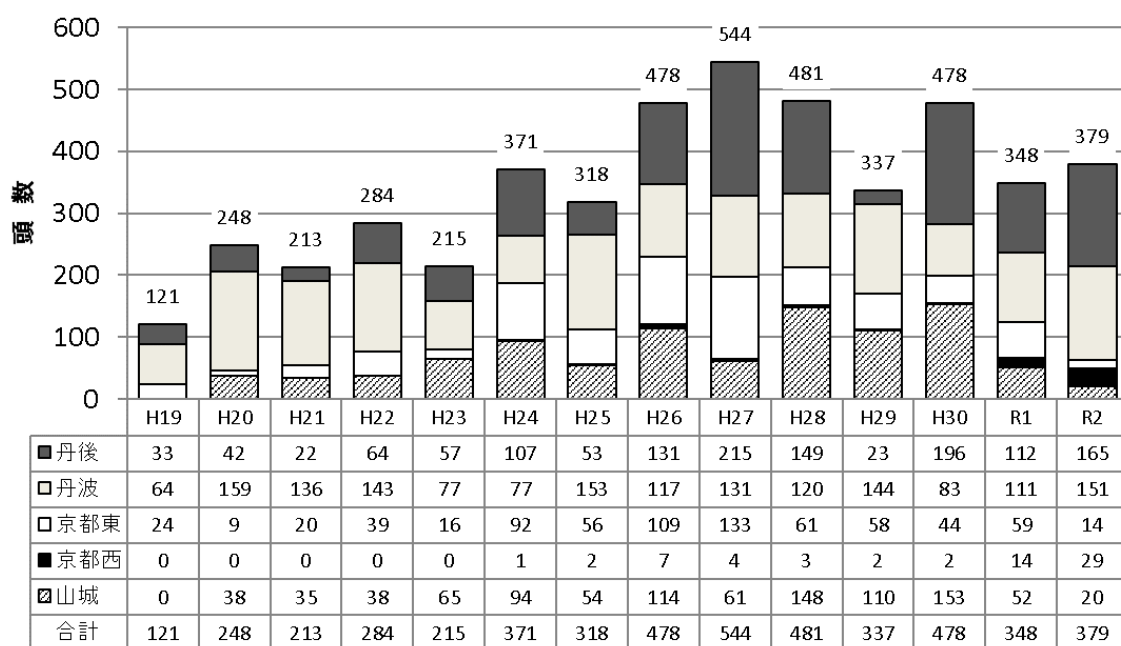


図4 管理ユニット別の捕獲頭数（被害防止捕獲及び個体数調整）の推移

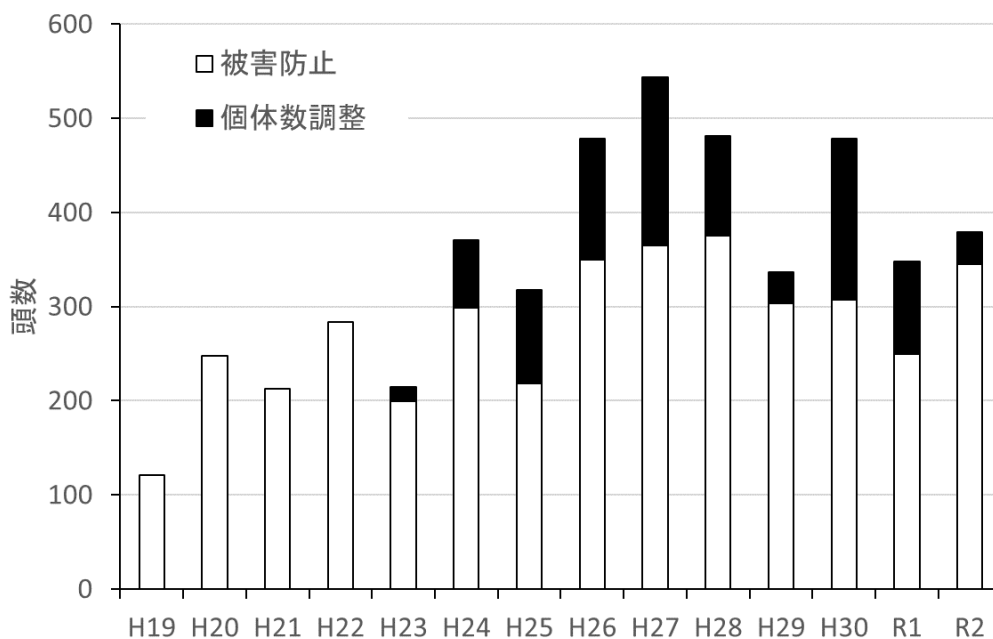


図5 被害防止捕獲及び個体数調整の捕獲頭数の推移

(4) 被害状況

サルによる農業被害金額は、平成21年度までは増加傾向にあったが、それ以降は年々減少傾向にある（図6）。ただし、被害報告に上がらない家庭菜園における被害、住居へ侵入し家の中を荒らす、仏壇の供え物を食害するなどの被害の他に、件数は多くはないが、人馴れの進んだ個体の子供や高齢者を追いかけたり、引っ掻いたりする等の人身被害も報告されていることは考慮すべき重要な課題である（表2）。また加害レベル4（「8（2）加害レベルの設定」参照）以上の

群れが 23 群存在しており、加害レベル低減に向けた対策を推進する必要がある（表 3）。

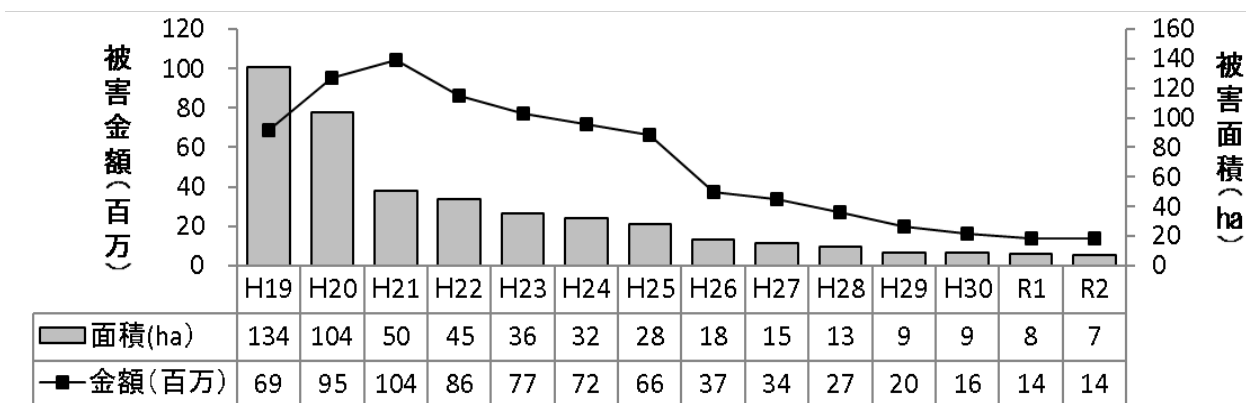


図 6 被害面積と被害金額の推移

表 2 市町村ごとの被害状況（令和 2 年度）

		人身被害	生活被害	農林業被害（主な項目）
丹後ユニット	京丹後市	×	○	野菜類
	伊根町	○	○	野菜類、果樹、いも類
	宮津市	×	○	野菜類
丹波北ユニット	舞鶴市	○	○	野菜類
	綾部市	○	○	野菜類、果樹、水稻、豆類
丹波南ユニット	京丹波町	○	○	野菜類、果樹、水稻、豆類、いも類
	福知山市	○	○	野菜類、果樹
	南丹市	×	○	野菜類、果樹、水稻、豆類
京都西ユニット	亀岡市	×	×	野菜類、いも類
京都東ユニット	京都市	○	○	野菜類、果樹、水稻
山城ユニット	木津川市	×	○	野菜類、果樹
	宇治田原町	○	○	野菜類、水稻
	井手町	×	○	野菜類、果樹
	和束町	○	○	野菜類、水稻
	笠置町	×	○	野菜類、果樹
	南山城村	×	○	野菜類、果樹、水稻

※各被害の例

人身被害：サルによる直接的な負傷、威嚇及び威嚇による間接的な負傷

生活被害：器物の損傷（瓦、雨どい）、糞尿、人の生活圏への出没による不安感等

農林業被害：商業用、家庭菜園を問わない

表3 群れごとの加害レベルと推定頭数

管理ユニット	群れ名	加害レベル	(レベル判定 ポイント合計値)	推定頭数
丹後	伊根A	4	14	95頭 (R1. 6)
丹後	伊根B	3	12	10頭
丹後	伊根C	4	13	50頭 (R1. 6)
丹後	伊根D	4	14	30～40頭
丹後	宮津A	4	13	56頭 (H30. 6)
丹後	丹後B	4	14	30～40頭
丹後	丹後C	4	14	40～50頭
丹後	丹後D	4	14	20～30頭
丹後	丹後F	3	12	20～30頭
丹後	丹後G	4	15	20～30頭
丹後	丹後H	4	15	20～30頭
丹後	丹後I	3	12	20～30頭
丹後	丹後J	2	7	5～10頭
丹波北	舞鶴A	3	12	30～40頭
丹波北	舞鶴B	4	14	20～30頭
丹波北	舞鶴C	3	12	46頭 (H30. 10)
丹波北	舞鶴D	4	14	34頭 (H29. 7)
丹波北	舞鶴E	4	15	30～40頭
丹波北	舞鶴F	3	11	20～30頭
丹波北	舞鶴G	4	14	53頭 (H28. 8)
丹波北	舞鶴J	4	13	52頭 (H30. 3)
丹波北	舞鶴K	4	13	20～30頭
丹波北	青郷A	4	13	30～40頭
丹波北	内浦C	3	12	20～30頭
丹波北	綾部A	3	12	20～30頭
丹波北	綾部B	4	14	40～50頭
丹波北	綾部C	3	12	10～20頭
丹波南	綾部E	4	14	56頭 (H30. 9)
丹波南	園部A	3	11	47頭 (R2. 8)
丹波南	三和A	3	12	27頭 (R2. 9)
丹波南	和知A	3	11	10～20頭
丹波南	和知B	2	7	10～15頭
丹波南	和知C	3	12	57頭 (H30. 12)
丹波南	美山A	3	12	30～40頭
丹波南	美山B	2	7	5～10頭
京都東	京都A	3	12	46頭 (R3. 3)
京都東	京都D	3	8	12頭 (R3. 3)
京都西	亀岡A	4	13	30～40頭
山城	宇治田原A	4	13	30～40頭
山城	南山城A	3	12	61頭 (H28. 2)
山城	加茂A	4	15	67頭 (H28. 2)
山城	和束A	2	7	4頭 (R1. 12)
山城	和束B	4	13	100～150頭
山城	山城A	4	14	30～40頭
山城	山城B	3	12	20～30頭

表4 市町村ごとの被害防除対策実施状況

		集落対象 対策 研修会	モデル集落 づくり	集落環境点 検	誘引物除去	緩衝帯整備	テレメト リー調査	住民主体の 追い払い	花火や追い 払い道具の 配布
丹後 ユニット	京丹後市	△	×	×	○	×	◎	○	◎
	伊根町	◎	×	◎	○	×	◎	○	×
	宮津市	△	×	×	×	×	△	○	◎
丹波北 ユニット	舞鶴市	○	×	○	○	△	△	◎	◎
	綾部市	◎	◎	○	○	×	◎	○	◎
丹波南 ユニット	京丹波町	◎	◎	×	○	×	△	◎	◎
	福知山市	○	×	◎	◎	◎	◎	○	○
	南丹市	◎	○	◎	○	○	◎	○	◎
京都西 ユニット	亀岡市	×	×	×	×	×	×	○	◎
京都東 ユニット	京都市	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎
山城 ユニット	木津川市	×	×	×	○	○	◎	○	◎
	宇治田原町	×	×	×	○	×	◎	○	◎
	井手町	△	×	×	×	○	◎	○	◎
	和束町	◎	△	△	○	○	◎	○	◎
	笠置町	×	×	○	○	×	◎	△	△
	南山城村	△	◎	◎	×	×	×	○	◎

		監視員や 追い払い隊	モンキー ドック	サル用 防護柵 設置	銃器捕獲	小型檻捕獲	中型・ 大型檻 捕獲	ICTの活用	その他
丹後 ユニット	京丹後市	△	×	◎	◎	◎	◎	◎	
	伊根町	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	
	宮津市	◎	×	◎	◎	◎	◎	◎	
丹波北 ユニット	舞鶴市	△	×	○	◎	◎	◎	×	
	綾部市	×	×	◎	○	◎	◎	○	
丹波南 ユニット	京丹波町	◎	×	○	○	△	◎	×	
	福知山市	◎	×	◎	×	◎	◎	×	
	南丹市	◎	×	△	◎	◎	◎	◎	
京都西 ユニット	亀岡市	×	×	×	◎	×	×	×	
京都東 ユニット	京都市	◎	◎	○	○	○	◎	◎	
山城 ユニット	木津川市	○	×	◎	○	○	◎	◎	○ くくりわな
	宇治田原町	◎	○	×	×	○	○	×	
	井手町	×	×	◎	○	◎	×	×	
	和束町	△	×	◎	◎	◎	◎	◎	
	笠置町	×	×	△	○	×	◎	×	
	南山城村	◎	×	◎	○	○	○	×	

◎：実施している、○：実施しているが十分ではない、△：過去に実施した、×：実施していない

(5) 被害防除対策実施状況

すべての市町村で何らかの被害防除対策が実施されており、花火や追い払い道具の配布、テレメトリー調査を実施している市町村が多かった（表4）。誘引物除去や住民主体の追い払いについては、実施はしていても十分ではないと回答する市町村が多かった。モンキードッグやモデル集落づくりを実施している市町村は少なかった。

捕獲については、中型・大型檻を用いている市町村が多く、その内約半数はICT機器を用いていた。

6 これまでの取組みと評価

(1) これまでの取組み

環境省の特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）（以下、環境省ガイドライン）では、都府県の役割として都府県全域の群れ分布の把握及び加害レベルの把握が、市町村の役割として個々の群れの行動圏及び個体数の把握が示されている。府は生息動態調査において、ルートセンサスによる府内全域の群れ分布調査及び加害レベル判定、遺伝情報（ハプロタイプ）の把握を実施してきた。電波発信器やGPS首輪の装着による群れの遊動域調査、個体数調査は、府と市町村が協力して実施してきた。また、第二種特定鳥獣管理計画－ニホンザル－の個体数管理実施マニュアル（以下、個体数管理実施マニュアル）を作成し、被害防止捕獲及び個体数調整による捕獲を進めてきただけでなく、選択捕獲の実証試験も行ってきた。防除対策については、効果的な追い払い等の普及啓発を進めるとともにサルに有効な防護柵（金網と電気柵の複合柵）の設置を実施してきた。これらの取組みについて、府は毎年専門家会議において事業の評価を実施し、その結果を実施計画に反映させている。

(2) 評価

これまでの生息動態調査により、府内の群れのほぼすべての分布が把握でき、詳細な行動圏や個体数についても把握が進んできた。捕獲については、個体数調整と被害防止捕獲を継続して実施しており、捕獲頭数は横ばい傾向となっている。被害防除対策については、国の交付金（鳥獣被害防止総合対策交付金）を活用したサルに有効な防護柵（金網と電気柵の複合柵）の設置が進み、平成29年度から令和2年度までに総延長117kmが設置されている。これらの取組みにより、令和2年度の農作物被害額は平成27年度時点の41%にまで減少したものの、被害報告に挙がらない家庭菜園への被害が未だに頻発している。また、家屋侵入等の生活被害が報告されていることから、防護柵の設置や追い払い等の被害防除対策と併せて捕獲も進める必要がある。捕獲によって群れの分裂が疑われる例や、隣接県からの新たな群れの進出により、群れ数が増加している点は今後の課題である。

7 管理の目標

(1) 管理の中・長期目標

人身被害の回避と農作物等被害及び生活被害を解消するため、計画的な個体数管理や被害防除対策を促進する。その一方で、地域的分布・遺伝的多様性を考慮したサル個体群の安定的な維持に向け、計画的な個体群管理を実行し、人とサルの適切な棲み分けを中長期的に実現することを目標とする。

(2) 管理の短期目標

計画的な捕獲と効果的な被害防除対策を併用することにより、本計画期間中に府内に分布する加害レベルが高く（レベル4）、推定生息数が多い（50頭以上）群れ10群について、加害レベルの低減を図るとともに、令和2年度被害金額14,000千円を令和8年度末までに半減させる。このため、毎年実施するモニタリング結果を踏まえ、本計画に基づく実施計画を年度別に策定し現状に即した管理を実施する。具体的には、各種捕獲を個体群管理実施マニュアルに基づいて計画的に実施する。被害防除対策については、地域の主体的な取り組みを支援するため、引き続きサルに有効な方法を普及・啓発していくこととする。

また、群れの適切な管理と併せて、加害性の高いハナレザルに対する捕獲や被害防除対策を実施する。

8 管理の目標を達成するための基本的な考え方

ニホンザルは基本的に群れで行動するため、「群れ」を管理の基本単位とする。群れ間での個体の移動（遺伝子の交流）が可能な状態にあるニホンザルの分布の地域的なまとまりを地域個体群といい、管理は地域個体群を単位として実施すべきものである。そのため、管理ユニット内で群れの連続性を考慮しながら、群れごとに管理を行う。被害防除対策と合わせて、加害レベルが高い群れについては、悪質個体の捕獲や個体数調整の積極的な実施など、計画的に捕獲を進めて群れの加害レベルを低下させる。

(1) 管理ユニットの設定

府内のニホンザルの分布は隣接県と連続していること、様々な行政施策は行政単位で実施されることから、本計画では計画実行のための「管理ユニット」を、群れの連続性を考慮しながら6つの地域に設定する（図7）。

本計画では計画実行のため、管理ユニットごとに生息状況や被害状況を整理するとともに、今後、管理方針を検討することとする。

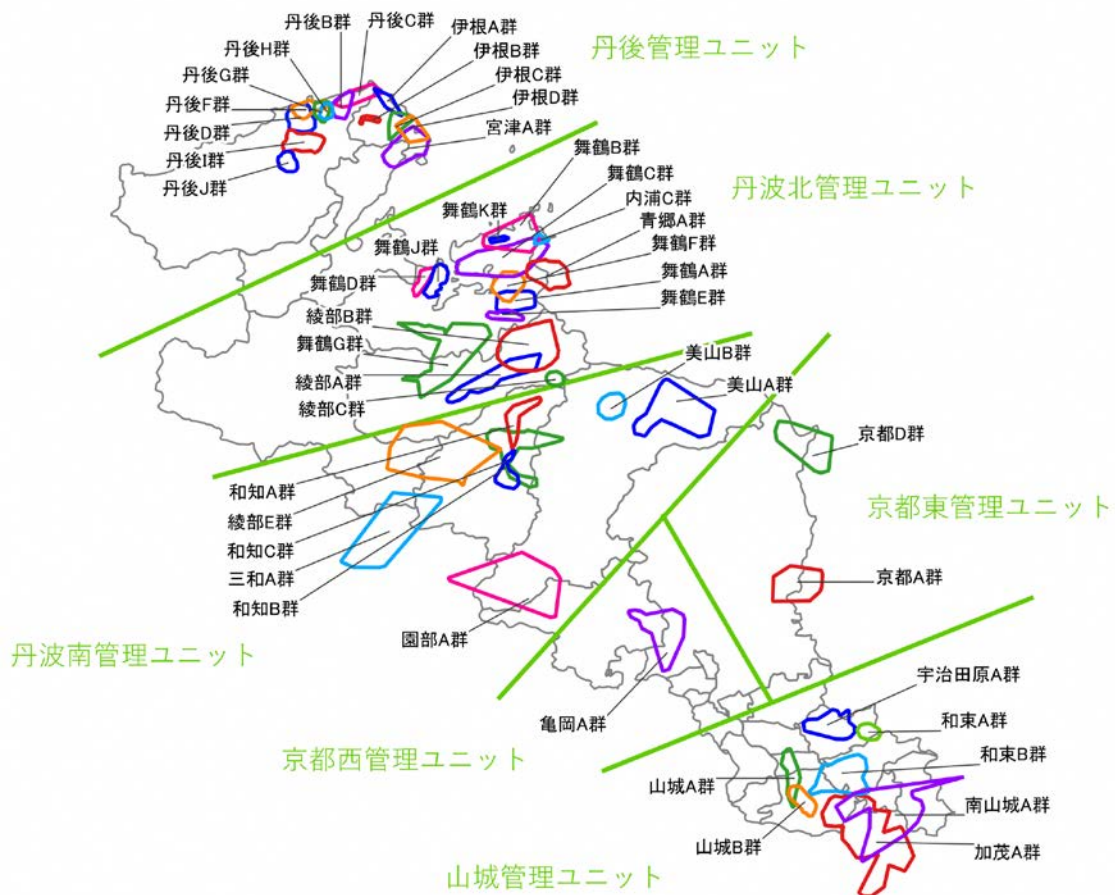


図7 管理ユニットの設定

<各管理ユニットの生息状況と考慮すべき事項>

- 丹後： 推定で13群が丹後半島東部に分布しており、特に京丹後市に生息する群れは行動圏が大きく重複している。積極的な個体数調整により丹後A群と丹後E群の全頭捕獲が完了した一方で、群れの分裂により群れ数が増加したと考えられる。一方、隣接県を含めても分布が孤立している集団であり、保全が求められる集団である。
- 丹波北： 管理ユニットの中で最多の14群が生息する。内浦C群と青郷A群は福井県との県境を跨いで生息しているため、関係府県及び関係市町で情報共有しながら管理を進めていく必要がある。
- 丹波南： 8群程度が生息している。兵庫県との県境を跨いで生息する園部A群と三和A群を含んでおり、大丹波地域サル対策広域協議会が中心となって当該2群の管理を進めている。
- 京都東： 本ユニットの2群は、どちらも京都市内に分布している。2群とも滋賀県との県境を跨いで生息しており、大津市～高島市に生息する群れと連続分布している。
- 京都西： 本ユニットには、1群のみが所属する。捕獲が進んだ影響もあり、近年は亀岡市よりも京都市側の利用が多い傾向がある。

山城： 近年調査が進み、7 群程度が生息していることが明らかになった。府内で最も個体数が多い和束 B 群に対して個体数調整が進み、個体数は減少していると考えられる一方、分裂により新たな群れが生じている可能性が高い。宇治田原 A 群と和束 A 群が滋賀県、加茂 A 群と南山城 A 群が奈良県、南山城 A 群が三重県との県境を跨いで移動しており、関係市町村間の情報共有が求められる。また、ハプロタイプクラスター境界が宇治田原町周辺に存在するため、これを考慮した管理が求められる。

※大丹波地域サル対策広域協議会

平成 28 年度に NPO 法人里地里山問題研究所が事務局となり、サル被害対策の広域連携のため設立。構成員は丹波篠山市、丹波市、福知山市、南丹市、京丹波町。

(2) 加害レベルの設定

加害レベルとは、複数の項目から判定する群れの悪質度の指標であり、群れの管理方針の選択や対策の効果検証の際に用いる。加害レベルは、環境省ガイドラインを参考に、判定表（表 5）により算定したポイントを合計して加害レベル表（表 6）により判定する。加害レベルを軽減させるには、悪質個体の捕獲及び個体数調整の積極的な実施だけでなく、被害防除対策の実施が不可欠である。

表 5 加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけるときがある	2, 3頭程度 of 出没が多い	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落のみかける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合は逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2, 3回近くどこかの集落のみかける	10～20頭程度 of 出没が多い	群れの中に20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落のみかける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化

表 6 加害レベル

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

9 管理の目標を達成するための方策

(1) 個体群の管理

農作物被害、人身被害及び生活被害に対しては、後述する被害防除対策と併せて、被害防止捕獲（市町村許可）及び個体数調整（府許可）を実施する。実施の際は、個体群管理実施マニュアルを参考とし、管理ユニットの方針に即して対応する。また、個体数調整の実施に当たっては、実施後に確実に加害レベル等を把握し効果検証を実施するとともに、ICT等を活用した接近警戒システム等の導入を推進するなど、被害防除対策を進め、加害レベルが上がらないよう対策を進める。

(2) 被害防除対策

農耕地及び人家周辺等人の生活圏を餌場と認識させないように、サルに有効な防護柵（金網柵と電気柵の複合柵等）の設置と、餌となるものをできるだけ集落内から除去すること（野菜くずなどの放棄残渣や収穫意思のない果樹の伐採、集落内での生ゴミ等の適正な管理等）を推進する。また、これらを維持管理するために、地域住民と行政等が連携して集落環境点検を実施していく必要がある。一方で、サルの人への警戒心を上げるための対策として、組織的な追い払いを組み合わせることで実施することが重要である。

(3) 生息環境管理

生息環境管理はスケールに応じて2種類に分けることができ、狭域スケールでは集落環境整備を指す。森林と集落の間の林縁に緩衝地帯（バッファゾーン）を整備し、サルが滞在しにくい環境を創出するなど適切に管理することにより、棲み分け、人身被害の回避に努める。

広域スケールが示す比較的奥山の森林は、ニホンザルの生息地として個体群の安定的な維持を図るため、森林所有者の協力の下に強度間伐による下層植生の回復、針広混交林化や広葉樹植栽などにより、ニホンザルが安定的に生活できる自然植生の確保に努める。

(4) 近隣府県との連携

府内のニホンザルは、滋賀県、兵庫県、福井県、三重県、奈良県及び大阪府と往来しているため、これら近隣府県と、分布状況、被害状況、捕獲状況等について情報交換を行う。また、近隣府県の情報について関係する管理ユニット内で情報を共有し、連携して管理事業を効果的に実施するための調整役を担うこととする。

(5) 行政内及び住民の人材育成

効果的なサル管理を実行する上では、本計画の内容を理解し、本計画に則ったサル管理を実行できる府及び市町村の行政機関内の継続的な人材の確保が必須である。府の管理方針やサルの基本的な生態、効果的なサル対策等の理解を目的とした研修会を定期的に開催するなどして、サル

管理の知識を持った行政内の人材の確保に努めることとする。一方で、被害防除対策の実施者となる住民を対象に、講習会開催や普及啓発を図る。

10 その他管理のために必要な事項

(1) モニタリング

科学的・計画的な管理を進めるため、市町村及び関係団体等の協力を得ながら以下のモニタリングを実施し、本計画見直しのための基礎資料とする。

ア 被害状況調査

出没状況・被害状況及び被害防除対策の実施状況を把握

イ 生息状況調査

群れの数、群れの遊動域、個体数等の動向及び地域個体群の把握

地域個体群の遺伝的多様性の把握（遺伝的データの蓄積）

群れの加害レベルの把握

(2) 家庭菜園及び生活環境被害の把握

家庭菜園や生活環境被害は、ニホンザルを管理する上で考慮すべき問題であるが、被害量を把握する手法及び体制が確立されていないのが現状である。近隣府県が実施している「集落代表者アンケート」のように、これらの被害をより正確に把握し被害防除対策に活かすため、被害を把握する手法及び体制を検討する。

(3) 計画の実施体制

生息及び被害状況や捕獲状況を適切に把握し、毎年のモニタリングにより本計画に基づいた年度別の事業実施計画を市町村と連携して作成する。また、計画の効果やモニタリングの結果については、専門家会議による評価により、その後の計画にフィードバックする体制を確立し、必要があれば本計画を見直す。

(4) 鳥獣被害防止特措法との連動

サルの個体群管理においては、無計画な捕獲では被害低減効果が低いだけでなく、群れの分裂の誘発による対策の煩雑化、群れの消滅・分断による保全上の問題等が懸念される。本計画に則った効果のある計画的な個体群管理を遂行するためには、関係法令の中でも特に鳥獣被害防止特措法における被害防止計画との連動性及び予算の確保が必要である。

(5) ハナレザルへの対応

ハナレザルは決まった行動圏を持たないため、普段サルが生息していない地域にも出没して被害を発生させることがある。ハナレザルが出没した場合の初動として、情報収集が最も重要であ

る。目撃状況（日時、場所）、特徴（頭数、大きさ、性別、行動、移動方向）、被害状況（内容、対応状況）を収集する。収集した情報は、地図と連動させて整理することが効果的である。これらの情報を基に、出没地域への普及啓発やパトロール、場合によっては追い払いを実施することで、問題が解決する場合が多い。しかし、問題の長期化や、人身被害の発生の懸念がある場合は、捕獲による対応を検討する。特に近年メスのハナレザルが稀に確認されており、この場合は問題が長期化することが多い。わなや檻、麻酔銃による捕獲が選択肢として挙げられるが、状況に応じて適切に選択する。麻酔銃による捕獲を実施する場合は、場合に応じて集合住居地域における麻酔銃猟の許可を取得する。捕獲を実施する際は、地域住民の安全確保が最優先であるため、適宜専門技術者から助言を受ける。

(6) 外来種の取り扱い

ニホンザルと遺伝的に近縁のアカゲザル・タイワンザル等の特定外来生物およびその交雑個体が発見された場合は、府は関係者と協力し、被害防止捕獲又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき速やかに当該個体を捕獲、除去する。

1.1 用語解説

環境省が作成する「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」と同様、以下のとおりとする。

- ・ 地域個体群

地域個体群とは、ある地域に生息する生物種の全個体のまとまり（集団）である。ふつう地域個体群はさらに空間的に分離された小さな集団（局所個体群）から構成される。ほとんどの個体はこの小さな集団内で繁殖し、子孫も集団内に止まるが、まれには集団間で移動が行われ、遺伝的な交流が図られる。

ニホンザルの場合、基本的には、雌雄両性を含んだ群れが連続して分布し、その群れ間での交流が可能な地域的集合を指す。この地域個体群という考え方が重要なのは、一定の数の群れが存在してはじめて将来的に持続可能な個体数が保証されるからであり、また個別の群れ単位でおこりうる突発的な危機的状况にも対応しながら、全体としてその地域のニホンザルを存続させる必要があるからである。

- ・ 管理ユニット

生物学的な意味でのニホンザルの地域個体群の区分は、現状の科学的知見の中では明確にされていないことから、管理のために便宜的に設定する管理単位を管理ユニットと呼ぶ。

ニホンザルは、ほとんどの場合複数の群れがまとまって分布するというパターンを示すことから、この隣接して生息する群れの集まり（集まりとはならず孤立した群れの場合を含む）を管理ユニットとして設定する。なお、広域に連続して群れが分布している場合は、都府県の地方事務所単位など管理がしやすい行政区域で区切って管理ユニットを設定する。

- 個体群

隣接して生息する群れの集まりを個体群とする。群れの集まりという意味では、上記の管理ユニットと同じであるが、管理ユニットは、計画策定者が管理のために設定するものである点が異なる。

- 個体群管理

ニホンザルの個体群管理は、生息環境、群れの分布状況や個体数、加害レベルに応じて、加害個体の捕獲、群れの個体数の管理、群れ数の管理、そしてこれらを通じた分布域の管理を、目的・目標を明確にして行うことである。

- 個体数管理

個体群管理の一環として、目標を定めて捕獲により個体数を減少させること。個体数調整。